

○島根県警察における行政資料の収集及び管理に関する訓令

(平成13年9月25日島根県警察訓令第31号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「条例」という。）第33条の規定に基づく行政資料の収集及び管理に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政資料 別表に掲げる刊行物等の印刷物、ビデオテープ等で、次のものをいう。
 - ア 島根県警察（以下「県警」という。）が作成したもの
 - イ 警察庁、管区警察局、都道府県警察（県警を除く。）その他の公共団体等が作成したもので県警が取得したもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、県警の運営に関係のある図書、雑誌等で県警が取得したもの
- (2) 所属長 島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）第2条、第11条、第18条、第25条、第33条に規定する課、科学捜査研究所、島根県警察交通機動隊、島根県警察高速道路交通警察隊、島根県警察機動隊及び島根県警察学校並びに警察署の長をいう。

(行政資料の提出)

第3条 所属長は、前月に当該所属において作成し、又は取得した行政資料について取りまとめ、毎月3日までに行政資料提出票（別記様式）を添えて警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に提出するものとする。

- 2 行政資料の提出部数は、原則として12部とし、12部に満たない場合は、提出可能な部数とする。ただし、軽易なパンフレット、リーフレット、しおり、試験案内等については提出部数を2部とする。

(行政資料の管理)

第4条 広報県民課長は、前条の規定により収集した行政資料を適正に管理し、島根県警察情報公開センターにおいて一般の利用に供するものとする。

(検索資料の作成)

第5条 広報県民課長は、行政資料の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。ただし、軽易なパンフレット、リーフレット、しおり、試験案内等については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成15年9月2日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日島根県警察訓令第11号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）
この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）
この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）
この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日島根県警察訓令第11号）
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	種 類
法 規 資 料	警察関係法令、規則、告示、訓令、通達等
定期刊行物・広報資料	機関誌等定期刊行物、案内等
統 計 資 料	犯罪統計、交通統計、少年非行統計等
一 般 行 政 資 料	重点目標、施策、計画、目録、事務手引、基準等

様式 〔略〕